

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和4年2 月18日	令和4年3 月4日	西淀川区役所の令和4年1月19 日付大西淀総第107号の弁明書 に次記載があります。 「調査によって取得したデータ は、母集団の代表となっている とは必ずしも言えないというこ とを認識した上で、必要に応じ て様々な関連情報と合わせて、 施策・事業を進める上での総合 的な判断を行う際に活用しており」 ・区役所における令和2年度運営 方針のアウトカム指標などの評 価にあたり、区民アンケートの 結果と合わせて使用した「様々 な関連情報」 ・アウトカム指標の達成状況な どの判断における「総合的な判 断」の内容がわかる文書	不存在	号	西淀川区	総務課 (総合企画)
令和4年2 月22日	令和4年3 月8日	令和2年度委託料支出一覧（た だし、西淀川区保有分）	公開	号	西淀川区	総務課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和4年2月23日	令和4年3月9日	西淀川区令和2年度第2回区民アンケートについて、1ページの「調査結果の表示方法など」に「属性別などで回答者数が30人以下の場合は、誤差が大きくなるため参考値とします。」との記載があります。 ・この記載の根拠が示された文書 区民アンケートの結果が「あくまで各調査の回答者の回答状況にとどまるもの」でしかなく、「そのまま報告書やホームページに掲載している」のであれば、誤差という概念が生じるはずはなく、報告書の「誤差が大きくなる」との記載と、情報公開審査会に対する説明が明確に矛盾しています。 上記「誤差が大きくなる」とは、区民アンケートによって得られた値（観測値）が本来測定すべき値との乖離が大きくなるという意味である認められます。例えば、8ページに記載されている「あなたは、西淀川区は教育環境や子育て環境が良いと思いますか？」について、20歳代以下の「良い」が6.4%などとなっており、これらの数値が本来測定すべき「教育環境や子育て環境が良いと感じる区民の割合」との乖離の差が大きくなるものであると認められます。 一方、令和3年9月10日付市民の声№2163-10018-001-01の回答では、「令和2年度の運営方針に用いている指標『区民の割合』は、当区では、無作為抽出方式による区民アンケートで得た結果を用いております。」とあり、令和3年7月14日付裁決書（大西淀総第21号）には「調査によって取得したデータは、母集団を代表するもの、つまり、区民全体の状況を統計学的に推計できるものとなっているとは必ずしも言えない」、「前記『処分庁の主張』のとおり、調査は区民全体の状況を統計学的に推計できるよう設計されたものではなく、あくまで各調査の回答者の回答状況にとどまるものであり」、「実施機関においてアンケート結果の数値はそのまま報告書やホームページに掲載していることが認められる」などと記載されています。 区民アンケートの結果が「あくまで各調査の回答者の回答状況にとどまるもの」でしかなく、そのまま報告書やホームページに掲載している」のであれば、誤差という概念が生じるはずはなく、報告書の「誤差がおおきくなる」との記載と、情報公開審査会に対する説明が明確に矛盾しています。 ・この矛盾について、整合性がわかる文書	不存在	号	西淀川区	総務課 (総合企画)

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和4年2 月26日	令和4年3 月14日	大阪市内の各区で過去2年間にJT と接触した際の記録	不存在	号	西淀川区	総務課